

# 中小企業・小規模企業者のための 事業承継税制セミナー & 個別相談

定員  
30名

～改正後制度は御社も本当に使える？得をする？～

平成30年度の税制改正により、大幅に要件緩和された『事業承継税制』は、「猶予対象の株式を現行3分の2から100%に上限撤廃」「納税猶予割合を80%から100%に引き上げ」「雇用確保要件を大幅に緩和(実質撤廃)」「対象となる後継者人数の拡大」「複数株主からの贈与・相続が可能」「経営環境の変化に対応した減免制度の創設」が盛り込まれ、「実質税負担ゼロでの自社株引継ぎ」が可能となり、非常に使いやすくなったと言われています。しかし、中小・小規模企業にとって“本当に使える制度”なのでしょうか？

当所では、本セミナーを通して、制度を活用することにより、どのようなメリット・デメリットが考えられるのか、事業承継税制の基本と、その他の選択肢も含めてお伝えしたいと思います。自社にとって本当に合う制度なのか、そして、自社にとって最適な事業承継の方法はどのような方法なのか、を考えるきっかけにして頂きたいと思い、上記セミナーを開催いたします。

また、平成31年度の税制改正では、小規模事業の約6割を占める個人事業者の事業承継時の税負担を軽減する措置が創設されました。今回のセミナーでは、個人事業者に対しても、失敗しない円滑な事業承継に役立つ情報を提供します。この機会にぜひご参加ください。

## 〈事業承継税制セミナー〉

日 時 2019年 **5月22日(水)** 13:30～16:00  
会 場 三木商工会館 4階 大会議室  
講 師 角谷会計事務所 税理士 神佐 真由美(かんざ まゆみ) 氏  
受 講 料 2,000円



## 〈個別相談〉

日 時 2019年 5月29日(水) 10:00～17:00  
会 場 三木商工会館 4階 小会議室  
対 象 上記セミナー受講者から相談を希望する者(※但し、6名限定)

主 催 三木商工会議所

お申込み・お問合せは…三木商工会議所 中小企業相談所  
(電話 0794-82-3190、FAX 0794-82-3192、E-mail: info@mikicci.or.jp)

## 5/22(水) 事業承継税制セミナー 参加申込書

三木商工会議所 行 **FAX:0794-82-3192**

事業所名	電 話	FAX
	所 在 地	
受講者名	(1)	5/29(水)個別相談 希望の有無
	(2)	・希望する                      ・希望しない

※本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、本セミナーのみに使用させていただきます。